

平成 30 年 4 月 26 日

調査報告書

調査委嘱者

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 殿

調査実施者 司法書士 潮津 勇

I はじめに

当職は、消費者契約法第 31 条第 2 項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2017 年度（2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで（なお 2017 年 5 月 15 日適格消費者団体認定））のその業務の遂行状況を調査しましたので、その結果について以下のとおり報告いたします。

なお、その調査にあたり、2018 年 4 月 26 日（木）14 時より、2 時間、調査委嘱者の事務局にて帳簿等その他の書類確認とその保管状況の確認を行ったものです。

また、以下のとおり理事会に同席しました。

2018 年 3 月 3 日（土）14 時 30 分より 17 時 00 分まで。

以下、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

II 法第 30 条（帳簿書類の作成及び保存）関連

1. 規則第 21 条第 1 項第 1 号（差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したもの）

2017 年度は、裁判外における差止請求が 3 件あり、事業者等との交渉の経過を記録した書類は事案毎に適正に保管・管理されている。

2. 規則第 21 条第 1 項第 2 号（差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要および結果を記録したもの）

2017 年度は、差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となったもの

はなかった。

3. 規則第 21 条第 1 項第 3 号（消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの）

2017 年度は、19 件の消費者被害情報収集業務があり、事案毎に相談票等が作成され、適正に作成・保管されている。

4. 規則第 21 条第 1 項第 4 号（差止請求情報提供業務の概要を記録したもの）

2017 年度は、差止請求情報提供業務はなかった。

5. 規則第 21 条第 1 項第 5 号

規則同条同項第 1 号から第 4 号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

それぞれ事案毎に適正に作成・保管されている。

6. 規則第 21 条第 1 項第 6 号（理事会の議事録（理事会の持ち回り議決の議事録を含む）ならびに法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したもの）

2017 年度は、5 回の理事会、6 回の専門部会が開催されており、それぞれ議事録が適正に作成されている。理事会議事録はそれぞれ理事会毎に、法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したものは開催毎に日付順に、適正に保管されている。

また、事案毎に以下の点を確認した。

「差止請求関係業務の執行に関する重要な事項の決定」（法第 23 条第 4 項各号に規定する行為【規則第 17 条第 15 号に規定する行為を除く】を相手方である事業者等または裁判者等に対し行うかどうかの決定）は、専門部会にて承認され理事会の議決を経ている。

7. 規則第 21 条第 1 項第 7 号（会計簿）

2017 年度決算書、2017 年度元帳（現金出納帳、総勘定元帳、合計残高試算表）、2017 年度証憑書類は、それぞれ表題毎に分類され、適正に作成・保管されている。

8. 規則第 21 条第 1 項第 8 号（会費、寄付金その他これらに類するもの（以下本号及び第 25 条第 1 号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第 25 条第 1 号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入した者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第 25 条第 1 号イ（2）において「会費等関係規定」という。）を記録したもの）

適正に作成・保管されている。

9. 規則第 21 条第 1 項第 9 号（第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの）

2017 年度は、財産上の利益の受領はなかったため、作成書類はない。

III 法第 16 条第 2 項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）

掲示看板は見やすいところに、わかりやすく表示されている。

IV 法第 18 条（変更の届け出）

変更届出の書類は、適正に作成・保管されている。

V 法第 23 条第 3 項（適格消費者団体間の連携）

2017 年度は、2017 年 9 月 9・10 日（北海道で開催）、2018 年 3 月 3・4 日（岡山で開催）の合計 2 回適格消費者団体連絡協議会に参加し、他の適格消費者 16 団体との連携を深めていた。

また、適格消費者団体 NPO 法人消費者支援機構福岡より依頼があり、福井県在住の相談者の対応を行った。

VI 法第 23 条第 4 項（内閣総理大臣への報告義務）

法第 23 条第 4 項に該当する案件は、適正に内閣総理大臣に報告されている。

VII 法第 27 条（判決等に関する情報の提供）

2017 年度は、判決等に関する情報はなかったため提供はしていない。

VIII 法第 28 条（財産上の利益の受領の禁止等）

2017 年度は、財産上の利益の受領はなかった。

IX 法第 31 条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

イ 定款

ロ 業務規程

ハ 役職員等名簿

ニ 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む）を記載した書類

ホ 財務諸表等

ヘ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

ト 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

チ 法第 31 条第 2 項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

上記の書類は、それぞれ書類毎に分類され、適正に作成・保管されている。

但し、ヘ・ト・チについては認定初年度のため事業終了後 3 か月以内に作成すべきものとされている為まだ備置されていない。

X その他

登記事項証明書は、すみやかに適正に登記されている。

以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていることを認めることができる。

以上